

# 法務局からのお知らせ

## 1 「株主リスト」が登記の添付書面となりました

商業登記規則が改正され、平成28年10月1日以降の株式会社・特例有限会社・投資法人・特定目的会社の登記の申請に当たっては、添付書面として、「株主リスト」が必要となる場合があります。

株主リストの添付が必要となる場合は、登記すべき事項につき株主総会の決議（種類株主総会の決議）、及び株主全員の同意（種類株主全員の同意）を要する場合で、株主総会決議を省略する場合にも、株主リストの添付が必要です。

平成28年10月1日より前に、株主総会が行われた場合等であっても、施行日以降に登記を申請する場合は添付が必要となります。

詳しくは法務省ホームページをご覧ください。（株主リストの書式例及び記載例を公開中です。）

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00095.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00095.html)

目-1-1 61条3項の記録簿 / 10面

証 明 書(※株主リストの記載例)

略

① 10名  
② その有する議決権の数の割合をその割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が3分の2に達するまでの人数

氏名又は名称 ※1	住所	株式数 ※2	議決権数	議決権数の割合
1 A田 巨男	東京都千代田区霞が関1-1	300	300	25.0%
2 C田 D女	東京都千代田区霞が関1-2	200	200	16.7%
3 E田 F男	東京都千代田区霞が関1-3	100	100	8.3%
4 G株式会社	東京都千代田区霞が関1-4	50	50	4.2%
5 H合名会社	東京都千代田区霞が関1-5	30	30	2.5%
6 I田 J女	東京都千代田区霞が関1-6	20	20	1.7%
7 K田 L男	東京都千代田区霞が関1-7	15	15	1.2%
8 M田 N女	東京都千代田区霞が関1-8	10	10	0.8%
9 O田 P男	東京都千代田区霞が関1-9	8	8	0.7%
10 Q田 R女	東京都千代田区霞が関1-10	5	5	0.4%
合計			740	61.0%
総議決権数			1200	

平成〇〇年〇〇月〇〇日  
〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇

## 2 平成28年度の休眠会社等の整理作業（みなし解散）について

法務局では、平成26年度以降、休眠会社・休眠一般法人の整理作業を毎年行っており、本年度は10月13日に法務大臣の公告を行い、12年以上登記がされていない株式会社、5年以上登記がされていない一般社団法人又は一般財団法人について、通知書を発送しました。

上記に該当する場合には、平成28年12月13日までにまだ事業を廃止していない旨の届出を管轄登記所にする必要があります。その旨の届出等がされないときは、解散したものとみなされ、登記官が職権で解散の登記をします。

詳しくは法務省ホームページをご覧ください

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00083.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00083.html)